

一般社団法人日本口蓋裂学会 学術委員会活動の目的

(主たる役割)

一般社団法人日本口蓋裂学会が開催する学術集会において発表される会員の臨床・研究活動に関して生じる学術的問題について検討することを主な目的とする。

(活動内容)

学術集会で発表の抄録について、その内容の適否、個人情報の取り扱いや倫理的側面について審議するほか、本学会が関与する発表についての学術的評価を行う。

一般社団法人日本口蓋裂学会 学術委員会規則

(目的)

第1条 一般社団法人日本口蓋裂学会は、会員の臨床・研究活動に関する学術的問題について検討することを目的に学術委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成等)

第2条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長1名（理事長がこれを指名する）
- (2) 必要に応じ副委員長1名（委員長がこれを指名する）
- (3) 委員長が指名した委員

委員の総数は5名以上とし、男女両性から構成されなければならない。口腔外科領域、形成外科領域、矯正歯科領域、言語治療領域、心理領域からのそれぞれ1名以上を原則とする。

(任期等)

第3条 委員は、理事長がこれを委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員に欠員が生じない場合でも、委員長の判断により理事長の承認を得て委員を追加することができる。その場合には、前条各号で規定する委員の残任期間とする。

(業務)

第4条 委員会は次に掲げる事項について審議・決定する。

- (1) 学術集会において発表される演題の抄録の内容とその採否
- (2) 学術集会において発表される演題の個人情報保護の遵守の適否
- (3) 学術集会において発表される演題の倫理的評価
- (4) その他、本学会が関わる学術活動の評価

(5) 理事長あるいは理事会からの諮問事項

(会議)

第5条 委員会は、委任状を含め、委員の2/3以上の出席を要する。また、過半数の実出席を要する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会の開催回数は定めず、必要に応じて開催する。

(規則の改正)

第6条 この規則の改正は、委員の発議をもって行い、過半数の賛成をもって議決する。

第7条 この規則の改正は、理事会の承認を必要とする。

(附則)

この規則は、令和7年3月1日から施行する。